週休２日工事の実施について
Ｑ＆Ａ

※営繕工事は除く
※港湾工事を除く
※漁港工事を除く

Ｑ１　岡山県が発注する原則全ての工事とは具体的にどのような工事が対象となるのか。（R3.10.25修正）

Ａ１　次の積算基準を適用した案件が対象工事となります。

・土木工事標準積算基準

・機械設備積算基準

~~・港湾請負工事積算基準~~※ただし令和３年１１月以降は岡山県週休２日工事実施要領（港湾・漁港工事）による

・土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）

・治山林道必携

~~・漁港漁場関係工事積算基準~~※ただし令和３年１１月以降は岡山県週休２日工事実施要領（港湾・漁港工事）による

Ｑ２　業務委託は週休２日工事の対象になるのか。

Ａ２　草刈業務等の業務委託は週休２日工事の対象になりません。

Ｑ３　実施希望の有無を工事打合簿で提出するが、どのように記載すればよいか。

Ａ３　実施を希望する場合は別添１のとおり、「本件工事について、週休２日工事を実施します。」、希望されない場合は「本件工事について、（・・理由・・）のため、週休２日工事を実施しません。」と『報告』にチェックの上、提出してください。

Ｑ４　週休２日工事を希望しなかった場合にペナルティーはあるのか。

Ａ４　「受注者希望型」は、週休２日工事の実施を必須としているものではなく、あくまで、受注者自身が希望する場合に実施するものです。従って、週休２日工事を希望しなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

Ｑ５　必ず土・日曜日に休まないといけないのか。

Ａ５　原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所することとしています。ただし、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、事前に発注者と協議して振替日を設定することができます。

Ｑ６　祝日、夏季休暇及び年末年始休暇が土・日曜日と重なった場合はどのような扱いになるのか。

Ａ６　通常の土・日曜日と同様に扱ってください。

Ｑ７　振替日はいつでもよいか。

Ａ７　振替日は、作業を行う必要が生じた土・日曜日の前後２週間以内の土・日曜日以外の曜日（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に設定してください。

Ｑ８　降雨等による休工日を振替日に設定してもよいか。

Ａ８　降雨等により土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、作業を行う前に発注者と協議して降雨等による休工日を振替日に設定することができます。ただし、振替日は、作業を行う土・日曜日の前後２週間以内の土・日曜日以外の曜日（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に設定してください。

Ｑ９　現場内における災害や事故等で土・日曜日に予定外の作業が発生した場合は、振替日を設定する必要があるのか。

Ａ９　受注者の責によらない事由と判断できる場合は、週休２日の対象日から除きます。従って、振替日の設定は不要です。ただし、作業が発生した事由を速やかに発注者に報告してください。

Ｑ10　夏季休暇及び年末年始休暇はどのように定めるのか。

Ａ10　夏季休暇及び年末年始休暇は受注者が定めるものとし、「休日等取得計画表」に計画と実績を明示してください。

Ｑ11　週休２日の対象期間とは何か。　(R3.3.16修正)

Ａ11　現場着手日（準備工事を除く。）から現場完成日までの期間とします。なお、準備工事とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備（現場事務所等の設置又は測量をいう。）のことです。
　また、工場製作のみを実施している期間は週休２日工事の対象期間に含みません。

Ｑ12　現場完成日とは何か。　(R3.3.16修正)

Ａ12　現場完成日は工事目的物の施工に係る作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日とします。なお、現場着手日及び現場完成日は「休日等取得計画表」に計画と実績を明示するものとし、必要に応じて発注者が現場確認を行います。

Ｑ13　休日の確認はどのように行うのか。　(R3.3.16修正)

Ａ13　「休日等取得計画表」に前月の休日の取得実績を記入し、毎月初めに発注者に提出してもらうとともに、取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等当該現場を完全閉所したことを確認できるものに限る。）を併せて提示してもらい休日の確認を行います。

Ｑ14　開所日とは何か。　(R3.3.16追加)

Ａ14　開所日とは現場作業や現場事務所での事務的作業を行う日とします。なお、現場管理上必要な作業のみを行う場合は閉所日として扱います。現場管理上必要な作業とは、巡回パトロールや保守点検及びコンクリート養生等の品質確保上最低限の作業等です。

Q15　対象期間に「休日である土・日曜日の前後に計６日の開所日を有する連続した８日間の期間を１回以上含むものとする」とはどういうものか。 （R3.3.16追加）

Ａ15　休日である土・日曜日の前後に計６日の開所日を有する連続した８日間の期間とは、緑枠で囲んだように、開所日が６日、かつ、完全閉所した土・日曜日２日であることを指します。緑枠のような連続した８日間が対象期間に１回以上あるような計画を立て、実施してください。

月	7																															月計		累計	
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	●計	実績／計画	●計	実績／計画
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火				
行事				始期日								現場着手日				海の日									振替日										
計画														●	●	○					●	●						●	●			6	100.0%	6	100.0%
実績														●	●	○					●	●			●			●				6		6	

月	8																															月計		累計	
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	●計	実績／計画	●計	実績／計画
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金				
行事							振替日				山の日	閉所日	夏季休暇	夏季休暇	夏季休暇														現場完成日						
計画				●	●						●	●	○	○	○			●	●						●	●						8	100.0%	14	100.0%
実績					●		●				●	●	○	○	○			●	●						●	●						8		14	

月	9																															月計		累計	
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		●計	実績／計画	●計	実績／計画
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日					
行事														終期日			敬老の日						秋分の日	振替休日											
計画																																0	#DIV/0!	14	100.0%
実績																																0		14	

Q16　週休２日工事の実施に伴う工期の延長は認めてくれるのか。

Ａ16　現在の設定工期は、雨天、土・日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇等を見込むとともに、働き方改革の促進のために３０日加えたもので設定しており、週休２日工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。なお、天候の不良など受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、工事請負契約書第２３条第１項（令和２年９月３０日までに契約を締結した工事の場合は第２１条第１項）の規定により発注者に工期の延長変更を請求することができます。

Q17　設計変更とは具体的には何か。 （R3.10.25修正）

Ａ17　対象期間において週休２日を達成できた場合、労務費等に補正係数を乗じた補正を行います。詳細については別添２を参照願います。

Q18　どのような場合に設計変更の対象となるのか。　（R3.3.16修正）

Ａ18　対象期間において発注者が認めた振替日を含めて、週休２日を達成（達成率１００％）できた場合に設計変更の対象とします。なお、週休２日の達成率は次の計算式で算出します。

達成率（％）＝「休日実績の累計日数」／「土・日曜日の累計日数」×１００

※休日実績は、休日として取得した土・日曜日の日数とする。（発注者が認めた振替日を含む。）

Q19　工事成績評定で評価するのか。　（R3.3.16修正）

Ａ19　対象期間において週休２日を達成できた場合、工事成績評定において監督員及び担当課長等の評価項目である「工程管理」で評価します。

Q20　どのような場合に工事成績評定で評価するのか。　（R3.3.16修正）

Ａ20　対象期間において発注者が認めた振替日を含めて、週休２日を達成（達成率１００％）できた場合に、工事成績評定の「工程管理」で評価します。なお、週休２日の達成率は次の計算式で算出します。

達成率（％）＝「休日実績の累計日数」／「土・日曜日の累計日数」×１００

※休日実績は、休日として取得した土・日曜日の日数とする。（発注者が認めた振替日を含む。）

Q21　週休２日工事を実施したが、週休２日を確保できなかった場合にペナルティーはあるのか。

Ａ21　週休２日を確保できなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

別添１

様式施－３

工 事 打 合 簿 (監督日誌に綴る)

発 議 者	□　発注者　　■　受注者	発議年月日	年　　月　　日
発議事項	□指示　□協議　□通知　□承諾　□提出　■報告　□その他（　　　　）		
工 事 名			

(内容)

週休２日工事の実施について

（週休２日工事を希望する場合）

・本件工事について、週休２日工事を実施します。

（週休２日工事を希望しない場合）

・当該工事について、（・・理由・・）のため、週休２日工事を実施しません。

添付図　　　　　　　　葉、その他添付図書

処理・回答		
	発注者	上記について　□　指示　□　承諾　□　協議　□　通知　□　受理　します。 □　その他（　　　　　） 年　　月　　日
	受注者	上記について　□　了解　□　協議　□　提出　□　報告　□　届出　します。 □　その他（　　　　　） 年　　月　　日

工　務 課　長	総　括 副参事	主　幹	監督員

現　場 代理人	主任(監理) 技術者

備考　１．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番縦書きとする。

別 添 2

週休２日（４週８休以上）の補正係数について【 R03.11.01 単価適用案件以降 】

○「土木工事標準積算基準」「機械設備積算基準」「治山林道必携」
「土地改良工事積算基準(土木工事)及び(施設機械)」の場合

	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
4 週 8 休以上	1.05(※1)	1.04	1.04	1.06
	工場製作など製作原価に係る部分については、対象外			

※1 「公共工事設計労務単価」を対象とする。

○「港湾請負工事積算基準」「漁港漁場関係工事積算基準」の場合
岡山県週休２日工事実施要領（港湾・漁港工事）による

○ 市場単価などの取扱い
・「土木工事市場単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

名称	区分	4週8休以上
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05

名称	区分	4週8休以上
法面工		1.02
吹付枠工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルービング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01

・「土木工事標準単価」⇒「土木コスト情報」及び「土木施工単価」に掲載の単価を使用
・「港湾工事市場単価」⇒岡山県週休２日工事実施要領（港湾・漁港工事）による

○ その他
積算基準が異なる工種区分を有する工事は、主たる工種における補正係数を適用

週休２日（４週８休以上）の補正係数について【 R03.10.01 単価適用案件まで 】

○「土木工事標準積算基準」「機械設備積算基準」「治山林道必携」「土地改良工事積算基準(土木工事)及び(施設機械)」の場合

	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
4 週 8 休以上	1.05(※1)	1.04	1.04	1.06
	工場製作など製作原価に係る部分については、対象外			

※1　「公共工事設計労務単価」を対象とする。

○「港湾請負工事積算基準」「漁港漁場関係工事積算基準」の場合

	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
4 週 8 休以上	1.05(※1,2)	対象外		
	工場製作など製作原価に係る部分については、対象外			

※2　港湾 5 職種（高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員）は対象外

○ 市場単価などの取扱い

・「土木工事市場単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用(R03.04 単価適用以降の発注案件に適用)

名称	区分	4週8休以上
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05

名称	区分	4週8休以上
法面工		1.02
吹付枠工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルービング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01

・「土木工事標準単価」⇒「土木コスト情報」及び「土木施工単価」に掲載の単価を使用

・「港湾工事市場単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

		市場単価補正係数
1	底面工	1.04
2	マット工(アスファルトマット設置)	1.01
3	支保工	1.05
4	足場工	1.03
5	鉄筋工	1.05
6	吊鉄筋工	1.05
7	型枠工	1.04
8	コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04
	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05
9	止水板工	1.05
10	上蓋工	1.05
11	伸縮目地工	1.03
12	係船柱取付	1.05
13	防舷材取付	1.05
14	車止・縁金物取付	1.05
15	係船柱撤去	1.05

		市場単価補正係数
16	防舷材撤去	1.05
17	車止撤去	1.05
18	電気防食取付	補正しない
19	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
20	防砂目地板取付工(水中施工)	補正しない
21	吸出し防止工(陸上施工)	補正しない
22	港湾構造物塗装工(係船注・車止・縁金物)	1.04
23	ペトロラタム被覆	補正しない
24	現場鋼材溶接工	1.05
25	現場鋼材切断工	1.05
26	かき落とし工	補正しない
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	補正しない
28	汚濁防止枠設置・撤去	補正しない
29	灯浮標設置・撤去	補正しない
30	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05

○ その他

積算基準が異なる工種区分を有する工事は、主たる工種における補正係数を適用